

流通	一般小売店における医薬品販売の規制緩和 日本経済団体連合会		
規制の現状	<p>医薬品一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事等からの許可が必要であり、許可の要件として、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。</p> <p>なお、99年3月31日より、ドリンク剤等の一部の医薬品が医薬部外品へ移行されて、一般小売店での販売が可能となったが、これらの範囲は極めて限定的となっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>医薬品販売に関する規制緩和については、総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』(平成13年12月11日)において、「医薬品について、(中略)、一定の基準(例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故がほとんど認められないもの、など)に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行うべきである」(平成14年度中に措置(逐次実施))とされた。</p> <p>従って、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品を中心に改めて検討を行い、早期に作用の緩やかな医薬品(整腸薬、健胃薬、作用の緩やかな風邪薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等)について、一般小売店での販売を可能とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>上記に示した整腸薬、健胃薬、風邪薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等が一般小売店にて販売できるようになると、常備薬切れや夜間等における不意の疾病時における対応が可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	薬事法		
所管官庁	厚生労働省	担当課等	医薬局

## 流通分野関連の規制緩和要望事項

《営業関連》

日本チェーンストア協会

規制緩和 要望事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・医薬品販売に関する規制緩和</li></ul> <p>①医薬品販売の拡大</p> <p>特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売できる医薬品のうち、解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等については「一般市販薬」として、一般小売店での販売を可能としていただきたい。</p> <p>②全てのドリンク剤、ビタミン剤についても一般小売店での販売を可能とする。</p>
規制の現状とそ の問題点	<p>① 医薬品の特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売が認められている医薬品がある。その中でも作用が緩やかな医薬品（解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等）については「一般市販薬」として、一般小売店での販売を可能としていただきたい。</p> <p>② 99年3月よりドリンク剤などの一部の医薬品が医薬部外品へ移行され一般小売店での販売が可能となったが、当然のことながら医薬品に分類されるドリンク剤は一般小売店舗で販売ができない。ドリンク剤は薬剤師の関与しない「指名買い」による購入がほとんどであるため、比較的危険の少ない、作用が緩やかな医薬品として一般小売店での販売を可能としていただきたい。</p>
規制を緩和すべ き理由	<p>①作用の緩やかな医薬品（解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等）が一般小売店にて販売できると、常備薬切れや夜間や旅行時等における不意の疾病時における応急処置が可能となる。</p> <p>②ドリンク剤、ビタミン剤については、薬剤師の関与しない「指名買い」による購入が大半を占めるために店頭で医薬品に分類されるドリンク剤を求められるが、販売できない現状にある。こうした消費者ニーズに対応するためにも一般小売店での販売を可能としていただきたい。</p>
関係行政機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働省</li></ul>
根拠となる関係 法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・薬事法</li></ul>